

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成31年 2月19日

【会社名】 アートスパークホールディングス株式会社

【英訳名】 ArtSpark Holdings Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 野 崎 慎 也

【本店の所在の場所】 東京都新宿区西新宿四丁目15番7号

【電話番号】 03-6820-9590

【事務連絡者氏名】 取締役 伊 藤 賢

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西新宿四丁目15番7号

【電話番号】 03-6820-9590

【事務連絡者氏名】 取締役 伊 藤 賢

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】 (行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)
その他の者に対する割当 6,939,000円
発行価額の総額に新株予約権の行使に際して
払い込むべき金額の合計額を合算した金額
1,270,539,000円

(注) 発行価額の総額及び発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は、平成31年2月15日現在における見込額である。行使価額が修正又は調整された場合には、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は増加又は減少する。
また、新株予約権の行使期間内に全部又は一部の行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は減少する。

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成31年2月15日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、平成31年2月19日に臨時報告書の訂正報告書を関東財務局長に提出したことに伴い、当該臨時報告書の訂正報告書を参照書類に追加するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第三部 参照情報

第1 参照書類

3 【訂正箇所】

訂正箇所は___を付して表示しております。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

<訂正前>

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第6期（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）平成30年3月30日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第7期第1四半期（自 平成30年1月1日 至 平成30年3月31日）平成30年5月11日関東財務局長に提出

3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第7期第2四半期（自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日）平成30年8月10日関東財務局長に提出

4【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第7期第3四半期（自 平成30年7月1日 至 平成30年9月30日）平成30年11月8日関東財務局長に提出

5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成31年2月15日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成30年4月2日に関東財務局長に提出

6【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成31年2月15日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第8号の2の規定に基づく臨時報告書を平成30年12月19日に関東財務局長に提出

7【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成31年2月15日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4の規定に基づく臨時報告書を平成31年2月15日に関東財務局長に提出

<訂正後>

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第6期（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）平成30年3月30日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第7期第1四半期（自 平成30年1月1日 至 平成30年3月31日）平成30年5月11日関東財務局長に提出

3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第7期第2四半期（自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日）平成30年8月10日関東財務局長に提出

4【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第7期第3四半期(自 平成30年7月1日 至 平成30年9月30日)平成30年11月8日関東財務局長に提出

5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成31年2月15日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成30年4月2日に関東財務局長に提出

6【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成31年2月15日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第8号の2の規定に基づく臨時報告書を平成30年12月19日に関東財務局長に提出

7【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成31年2月15日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4の規定に基づく臨時報告書を平成31年2月15日に関東財務局長に提出

8【訂正報告書】

訂正報告書(上記7 臨時報告書の訂正報告書)を平成31年2月19日に関東財務局長に提出